



渡邊 繼一郎

不動産学部4年

## 不動産の不思議 不動産のふしぎ

## 不動産の不思議 不動産のふしぎ

## 不動産の不思議 不動産のふしぎ

明海大学不動産学部

# 不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第151回

## 【学生の目】

都市再生が進む東京の中心街に写真のビルがあった。隣のビルとの隙間が極端に狭い。防火地域に指定された商業地域内の耐火建築物には、建ぺ

## ビル管理の仕組み

一定の事務所ビルには、建築物における衛生的環境の確保に関する法



隣との隙間が極端に狭いビルが並ぶ

い率の制限は適用されない(建築基準法第53条)。また、防火地域内の耐火構造の壁は隣地に接して設けることができる(同法第65条)。建物は境界線から50センチ以上離さなければならないとする民法(第234条)に対する特別法の規定で、これらが優先される。写真のケースは、敷地一杯に建築可能だ。